

資料4-1

H27.9.14 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

平成28年度 概算要求等について

1 平成28年度概算要求のポイント【社会・援護局（社会）】

I 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築

【73億円】

複合的な課題を抱える者への適切な支援や地域の実情に応じた体制整備・人材確保が課題となっているため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムを構築。

- さまざまな福祉ニーズに対応する新しい包括的な相談支援システムの構築
- 高齢、障害、児童、生活困窮等の福祉サービスの総合的な提供を可能とする仕組みの構築
- サービス提供の効率化と支援の質を高めるための生産性の向上
- 地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保

III 社会福祉法人制度改革への対応 【8.1億円】

社会福祉法人における事業運営の透明化・適正化を図るとともに、地域の多様なニーズを把握するための体制の構築など自治体の取組を支援。

- 全国の法人情報（運営・財務等）のデータベース構築
- 評議員会の必置化に関する法人支援体制の構築

など

II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び

生活保護制度の適正実施 【2兆9,894億円】（一部再掲）

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進。

- 子どもの学習支援事業等の充実・強化
 - 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進
 - 生活保護受給者等の居住確保の推進
 - 生活保護受給者への適正受診指導等の強化
- など

IV 福祉・介護人材確保対策の推進 【74億円】（一部再掲）

福祉・介護人材の確保のため、法改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金（→老健局計上）などにより総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進
 - 潜在介護福祉士対策の強化
 - 質の高い介護人材の養成の推進
- など

○「社会的包容力」の構築

○経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

○社会福祉施設等に対する支援

○東日本大震災の復興支援

平成28年度概算要求額 3兆2,084億円 ※復興特別会計分、優先課題推進枠分を含む。

平成27年度当初予算額 3兆1,643億円

差 引

440億円（対前年度伸率1.4%）

2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,894億円※
(一部推進枠)

(1) 生活保護費

2兆9,006億円

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化や医療扶助の適正化等を進める。

(2) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

577億円

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

主な優先課題推進枠

① 子どもの学習支援の充実・強化

54億円



生活困窮者世帯の子どもを支援するため、
・学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組を強化
・併せて、生活福祉資金（教育支援資金）の拡充を図る。

③ 生活保護受給者等の居住確保の推進

12億円



生活保護受給者等について、日常生活の継続的な見守り支援の実施や在宅生活を送る上で必要となる福祉サービスとの連携を図りながら、居住の確保を支援

② 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進

20億円



生活困窮者等の就労を推進するため、
・民間団体のノウハウの活用による農業体験や研修を実施し、生活困窮者等の就農や社会参加促進を支援
・併せて、都道府県における就労訓練アドバイザーの配置等による就労訓練事業所の開拓・育成の取組を強力に推進

④ 生活保護受給者への適正受診指導等の強化

2億円



医療扶助における不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進

3 平成28年度 生活困窮者自立支援法等関係予算の概算要求

(単位:億円)

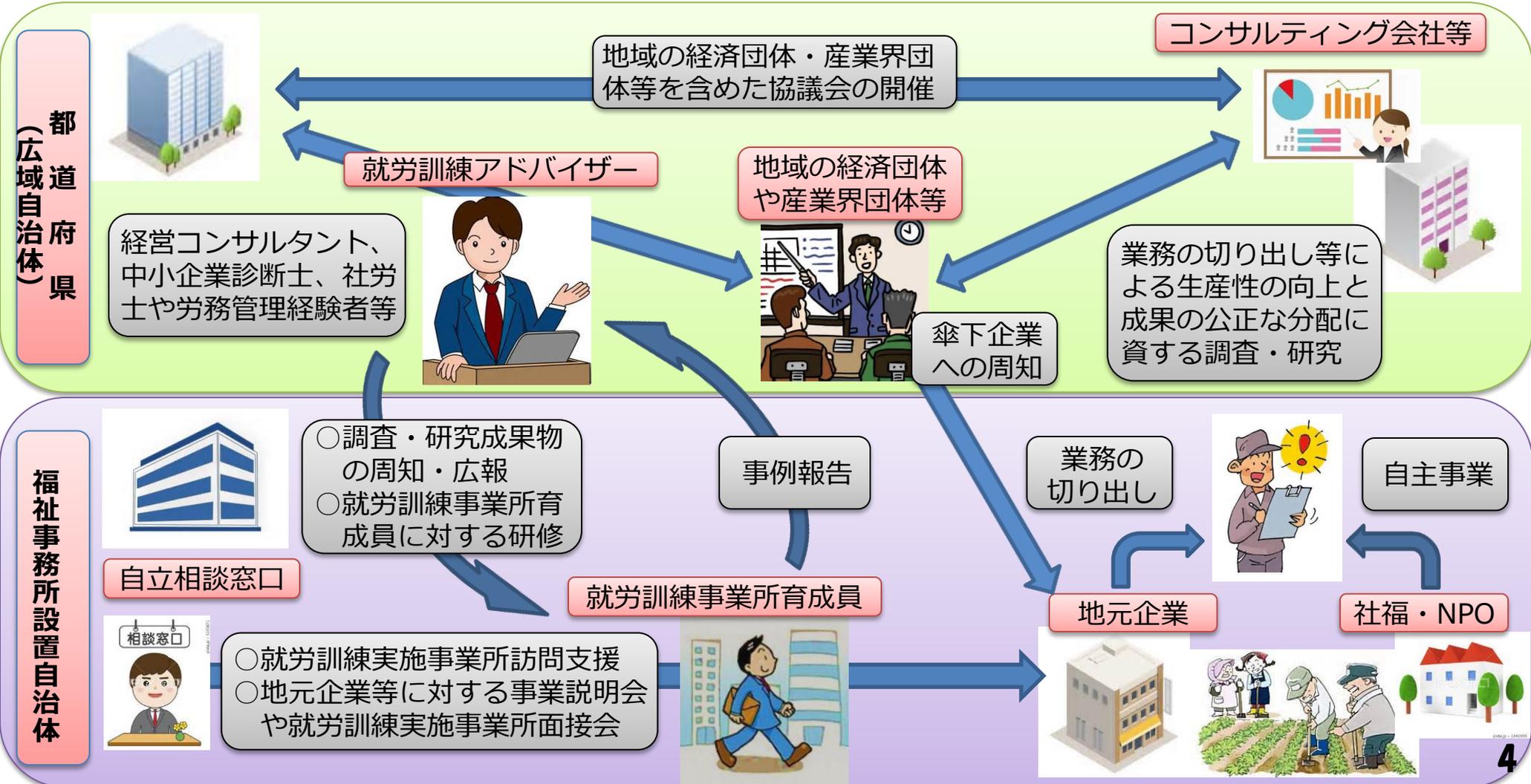
	事業名 (補助率)	平成27年度 予算額	平成28年度 要求+要望額	増▲減額	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4)	136 (182)	136 (182)	0 (0)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)	0 (0)	
	被保護者就労支援事業(3/4)	64 (86)	64 (86)	0 (0)	
	小計	218 (290)	218 (290)	0 (0)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3)	35 (53)	35 (53)	0 (0)	(推進枠)就農促進事業(生活困窮者分)
	被保護者就労準備支援事業(2/3)	29 (43)	29 (43)	0 (0)	(推進枠)就農促進事業(被保護者分)
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)	0 (0)	
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)	0 (0)	
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	33 (66)	14 (28)	(推進枠)高校中退防止・家庭訪問強化含む ※その他、教育支援資金の見直し21億円
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	68 (137)	11 (21)	(推進枠)就労訓練事業
	小計	183 (322)	207 (371)	25 (49)	
合計		400 (612)	425 (662)	25 (49)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

4 就労訓練事業（中間的就労）の推進

13億円(推進枠)

- 都道府県に就労訓練アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者)を、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を強力に促進する。
- 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。



背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的なニーズを有する場合や分野横断的なニーズ等への対応が課題



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

課題解決のための主要な取組

地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み

- 地域包括支援体制の構築【社会局】
 - ・多機関・他分野協働による新たな地域包括支援システムを構築 (⇒次頁)
- ひとり親家庭相談窓口のワンストップ化【雇児局】
 - ・子育て、生活、就業相談をワンストップで行える体制を整備
- 生活保護受給者等の居住確保【社会局】
 - ・在宅生活の見守りや福祉サービスとの連携の下、居住確保を支援
など

サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上

- 介護ロボット等の開発の加速化のための支援【老健局】
 - ・介護ロボット等の開発・普及に必要な支援を一体的に提供できる拠点施設での取組の推進等
- 効果的・効率的な介護サービス提供のためのモデル事業の実施等
 - ・介護施設や居宅介護支援事業所等のICT化等のモデル事業を実施【老健局】
(生産性の向上、事業者間連携等)
 - ・産学官のプラットフォームの構築【社会局】
など

地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保

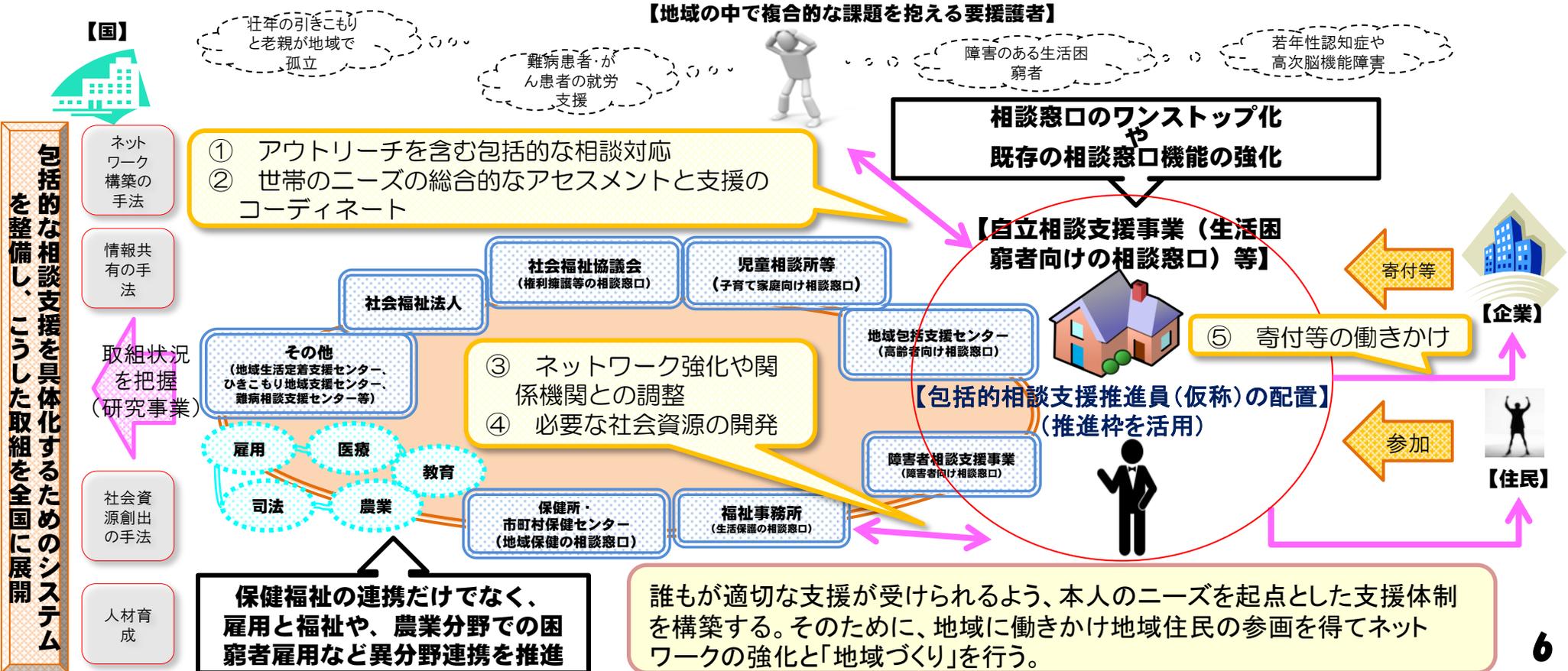
- 潜在介護福祉士・保育士対策の強化【社会局】・【雇児局】
 - ・離職した介護福祉士の届出システムの構築
 - ・保育士登録簿を活用した潜在保育士に対する継続的な情報発信
- 質の高い介護人材の養成の推進【社会局】
 - ・介護福祉士国家試験の合格を目指す学生等に対する修学資金の貸付
- 介護人材の機能分化に資する研修プログラムの開発【社会局】
 - ・マネジメントや他職種との連携能力向上に資する研修プログラムの開発
など

■ 包括的な相談支援システムの構築

19億円(推進枠) < 73億円(推進枠)の内数>

- 我が国の福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに専門的サービスが充実してきたところ。他方、福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少など地域社会が変容する中で、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも浮き彫りになっている。
- 既存の支援体制の存在や地域によって実情が異なることも踏まえながら、こうした新たな課題に対応するため、
 - ・ 地域の中で「狭間のニーズ」を掬い取り総合的な見立てとコーディネートを行う機能を強化する
 - ・ 多機関・関係者の連携を強化し社会資源の開発を図る
 - ・ 支援人材を育成しつつ、包括支援のノウハウを全国展開する
 などの取組を通じ、**多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムを構築**する。

推進枠を活用しモデル的な事業実施
調査研究事業の実施



6 執行における各事業の経過措置の取扱いについて（案）

各事業の国庫負担・補助においては、制度施行当初の平成27年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けているところ。

これらの経過措置については、基本的には廃止していくことが必要と考えているが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、以下の方向性により年末に向けて検討。

平成27年度

自立相談支援事業

- ・保護率が2%以上 ⇒ 基準額×1.2
 - ・保護率が3%以上 ⇒ 基準額×1.5
 - ・住宅支援給付の給付実績が一定以上 ⇒ 基準額×1.2
-
- ・H26モデル事業が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.5

子どもの学習支援事業

- ・H26モデル事業等の実績額が基準額よりも高い
⇒ 26実績×0.9

一時生活支援事業、ホームレス加算(自立相談支援事業)

- ・H27所要額が基準額よりも高い ⇒ 基準額×1.2

被保護者就労支援事業、就労準備支援事業

- ・H26実績が基準額よりも高い
- 被保護者就労支援事業 ⇒ 基準額×1.2
- 被保護者就労準備支援事業 ⇒ 26実績額

平成28年度以降

- ・保護率及び住宅の給付にかかる経過措置は、実績等について分析する必要があることから、28年度については継続することを検討(継続する場合、前年度の保護率及び住居確保給付金の実績を勘案)
- ・モデル事業にかかる経過措置についても激変緩和の観点から29年度にかけて廃止することを検討(例えば28年度については基準額×1.25とするなど倍率は徐々に減)

- ・当面の間、経過措置を残すことについて検討。この場合、前年度国庫補助基準額の0.9倍を基準額とするなどを検討
- ・なお、高校中退防止及び家庭訪問の強化など、予算編成過程を踏まえて検討を行う
- ・また、生活困窮者自立支援法全体の見直しを行う際に、経過措置について改めて検討

- ・当面の間、経過措置を残すことについて検討。なお、生活困窮者自立支援法全体の見直しを行う際には、改めて検討

- ・激変緩和の観点から29年度にかけて廃止することを検討(その場合は徐々に減)